

東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更（吉見町決定）

告 示 年 月 日
令和 7 年 5 月 1 6 日

東松山都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

〈吉見町〉

種 類	面 積	備 考
防火地域	—	
準防火地域	約 4 5 . 2 h a	大和田地区（吉見町） 約 20. 3ha 増 工業地（200/60）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、公的開発により産業拠点として整備されることが確実となったことから、周辺環境と調和した産業団地の形成を図るため、区域区分の変更（市街化区域編入）にあわせ、産業団地内における火災の延焼などに対する安全性を確保し、災害に強い市街地形成を図るため、防火地域及び準防火地域を変更するものです。